物品売買契約書（案）

　石川県（以下「甲」という。）と［※落札者］「（以下「乙」という。）とは、甲所有の車両（以下「譲渡物品」という）の譲渡について、次の条項により物品売買契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第１条　甲乙両者は、信義を重んじ、この契約を履行しなければならない。

（譲渡物品）

第２条　譲渡物品は次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 機械名 | 型　式 | 登録番号  （管理番号） | 車台番号 | 数 量 |
| ロータリー除雪車 | NR600 | R-3 | 石川900る84 | １ |

（譲渡代金）

第３条　譲渡物品の代金（以下「譲渡代金」という。）は金［※契約金額］円とし、その内訳は次の各号のとおりとする。

1. 落札金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ［※入札書に記載された額の110/100］円
2. 自動車損害賠償責任保険料の未経過期間分　　　　　　　　　　［※入札説明書による］円
3. 自動車重量税の未経過期間分　　　　　　　　　　　　　　　　［※入札説明書による］円
4. リサイクル料金　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　［※入札説明書による］円

（契約保証金）

第４条　乙は、本契約締結と同時に契約保証金として金［※契約金額の１０／１００以上］円を甲に納付しなければならない。

２　入札保証金は前項の契約保証金に充当するものとする。

３　第１項の契約保証金は、第１３条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

４　第１項の契約保障金には利息を付さない。

５　甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときには、第１項に定める契約保証金を県に帰属させることができる。

（譲渡代金の支払）

第５条　乙は、譲渡代金のうち前条第１項に定める契約保証金を除いた金［※契約金額から契約保証金を差し引いた額］円を、甲の発行する納入通知書により、その指定期限までに、甲に支払わなければならない。

２　前項の納期限は、甲が乙に通知した日から３０日以内とする。

（遅延利息）

第６条　乙が正当な理由なく前条による納期限内に譲渡代金を完納しないときは、未納金額に対し、納入期限到来の翌日から納入する日までの日数に応じ、年３．０％の割合で計算した遅延利息を甲に支払うものとする。

２　遅延利息の額が１００円未満であるときは支払うことを要せず、１００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（所有権の移転、自動車登録の名義変更及び譲渡物品の引渡し）

第７条　譲渡物品の所有権は、乙が前条の規定による譲渡代金の支払いを完了したときに甲から乙に移転する。

２　乙は、譲渡代金の支払いを完了したときは、速やかに甲に対しその旨を通知するとともに、本契約締結日から90日以内に自動車検査証（又は登録識別情報等通知書）の所有者名義人の変更及び自動車損害賠償責任保険の名義人の変更を行い、甲に届けるものとする。

３　甲は、変更登録を完了した旨を確認したときは、確認してから７日以内に譲渡物品を乙に引渡すものとする。

（譲渡物件の文字及び補助銘板等の消去）

第８条　乙は、譲渡物品の引渡しが完了した後、譲渡物品の石川県等の文字及び補助銘板の一切を消去し、消去後のカラー写真を甲に提出するものとする。

２　写真を提出するまでは譲渡物品を除雪作業等に使用してはいけない。

３　前項の提出期限は、譲渡物品の引渡しが完了した日から３０日以内とする。ただし、やむを得ない事由によるものとして甲が認めたときは、この限りではない。

（危険負担）

第９条　この契約の締結後譲渡物品が甲の責めに帰することができない理由により滅失し、又はき損した場合は、その損失は乙の負担とする。

（かし担保責任）

第１０条　乙は、この契約の締結後譲渡物品に隠れたかしのあることを発見しても、売買代金の減額若しくは損倍賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（用途指定）

第１１条　乙は、譲渡物品の引き渡し日から１年間、石川県内での使用（貸与による第三者の石川県内での使用を含む。）に供しなければならない。

２　乙は、前項に定める期間において、譲渡物品を第三者に譲渡してはならない。

３　甲は、第１項に定める期間において、乙に譲渡物品の使用状況を報告させることができる。

４　乙は、第１項に定める期間が経過したときは、速やかに第１項の履行について甲に報告しなければならない。

５　乙は、第１項又は第２項に定める義務を履行しなかったときは、甲がその事実を確認した日から３年間、石川県企画振興部（関係地域機関を含む）が所有する県有財産の売買の一般競争入札に参加することができないものとする。ただし、やむを得ない事由によるものとして甲が認めたときは、この限りでない。

（暴力団等排除に係る契約解除）

第１２条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

（１）役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（２）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（３）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

（５）役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに支払わなければならない。

３　第１項の規定によりこの契約が解除された場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

（契約の解除）

第１３条　甲は、次に掲げる場合には、催告をしないでこの契約を解除するものとする。これに対し、乙は異議の申し立てをできないものとする。またこの場合、当該物件に投じた費用があっても、乙はこれを甲に請求しないものとする。

一　この契約に定める義務を履行しない場合

二　甲の承諾なく、この契約により得た権利若しくは義務を、他人に委任または譲渡した場合

（損害賠償）

第１４条　乙は、前条に基づく契約解除により甲に損害を与えたときは、甲の定める損害賠償金を甲に支払うものとする。

（諸費用）

第１５条　自動車登録及び、この契約の締結に要する費用等の一切は、乙の負担とする。

（疑義の決定）

第１６条　この契約について疑義のあるとき、または、この契約に定めのない事項については、甲乙両者協議のうえ決定する。

この契約を証するため本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　金沢市鞍月１丁目１番地

　　　石川県知事　馳　浩

乙